# 保険の歴史社会学的考察にむけて

―19世紀ドイツにおける進展を事例に―

# 坂井 晃介

(東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻 博士課程)

#### 1 問いの所在:保険と近代社会

健康保険や自賠責、火災保険等を例に出すまでもなく、今日、保険<sup>1)</sup> は人々の生活に浸透しており、私たちの生き方を規制している。にもかかわらず、それが自覚されることは少ない [本間1992: 1-7]。しかし同時に保険は極めて歴史的産物でもある。というのも、保険が可能になるためには、集合的なリスクの認識やそれへの対処、数学的・統計的技術の創出や経済的利益計算など、いくつかの共通前提が必要であったからである。言い換えれば、特定の思考形式の歴史的な生成によってはじめて、保険は今日における意味での存在意義と正当性を獲得した。

保険学では、このような歴史的構築物である保険にとって、その本質がいかなるものであるかが長らく議論されてきた(保険本質論)。とりわけ戦前の保険学創設期では、学的な対象として明確に保険を規定

<sup>1)</sup> 現代保険についての一般的理解については [出口2009; 出口2015] に拠った。

することが念頭に置かれ、それゆえ保険の本質定義が問題となったという[小川2008: 16]。よく知られているように、このような保険本質論に対しては、戦後多様な批判がなされてきてきた。その中核には、保険本質論が「保険を加入者の主観的加入目的にもとめ」、その本質を「抽象的に概念規定し、その規定から出発して各種の保険を分類し、規定された命題に整合するような統一的理解」を求めたことに向けられている[本間1983: 34]。つまりそこでは、抽象的な保険定義が乱立し、それが現実の社会経済的状況においてどのように機能しているのかが十分に問われないことが問題されたのである。

このような伝統的保険学に対する批判の中の重要なものとして、上述した保険の歴史性への不十分な顧慮があるだろう。抽象的概念規定から出発したがゆえに、そこでは保険が「社会の物質的基盤から説明されることはなく、それゆえその基盤の歴史とのかかわりで考察されることもなかった」[本間1983:34]。それゆえ伝統的保険学の乗り越えという文脈において、保険の歴史的構造前提を問うことは、重要な論点であり続けてきた。

もちろん、保険史の領域では保険の起源やその発展が多様に考察されてきており、その重要性がないがしろにされていたわけではない。 それどころか、多種多様な保険を把握するために、その共通性と個別性を理解し、生成・発展を検証することが試みられてきた[水島2006:334]「小川2008:47]。

従来の保険史的説明によれば、経済的保障という機能を担う人々の 契約は、帝政ローマにおけるコレギア・テヌイオルムや冒険貸借とい う形で存在した。19世紀以後のヨーロッパにおいては、事前的かつ合 理的な保険料の算定がなされるようになり、同時に社会経済的条件= 産業資本主義が成立していくにつれ、今日の保険のあり方を決定づけ る「近代保険」が見出されていった「小川2008: 50]。

本稿が試みるのは、このような保険史の試みのなかでも、「近代保険」

の成立につき考察がなされている分析を参照し、歴史社会学的観点から、その批判的再解釈を試みることである。

歴史社会学では1980年代以降、「ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ」「伝統的共同社会から産業社会へ」といった一方向的図式によって歴史事象を説明する方針の反省から、歴史的資料への志向性がますます高まり、同時に理論枠組の精緻化という要請のもと、両方向からより妥当な説明を可能にする分析が目指されてきた。

このような歴史分析の方法論的進展は、近代保険を論じる保険史の 説明図式に対し、近代社会をいかなるものとして捉えるかという点で、 それまでとは異なる新しい論点を提示しうる。とりわけこれは、保険 史を連続的に捉えるか否か(連続説/非連続説)、そして本質論争の中 核にあった「相互扶助性」を近代保険にどう位置づけるかに関わるも のである。本稿が目指すのはこのような歴史社会学的問題関心から、 特に19世紀ドイツにおける民間保険の展開過程を参照することを通じ て、保険史で蓄積されてきた議論を再構成する形で寄与・貢献するこ とである。

具体的にはまず、従来の保険史で展開されている「近代保険」の成立論を確認した上でその特性を挙げ(2)、社会学における近代社会の理論枠組からこの立場を批判的に検討する(3)。そして19世紀ドイツにおける保険制度の歴史的展開過程を追うことを通じて(4)、これまでは異なる近代社会像とそこにおける保険の位置付けを提示する(5)。

# 2 「近代社会」と保険の多様性

# 2.1 保険非連続説の理路

上述した通り、保険史の取り組みは保険の一般性と特殊性を歴史的 視座から明らかにするものであった。そこでの論点の一つは、「近代 保険の原型が相互扶助に立脚する原始的保険である」か否か、という 保険史連続説/非連続説に関する問題系である[小川2008:89]。保険連続説は主に、保険を古来存在した様々な社会集団で行われていた相互 扶助・互恵の形態が近代化したものとして捉える。そこでのポイントは、互恵が現在でも社会統合の有力な行動パターンであり、その具体 例が相互組織の保険企業や協同組合保険である、とみなすことにある。

他方、非連続説に立つ論者は、こうした連続説が、原始的共済的仕組みと近代以後技術的に洗練された保険制度を混同し、近代保険を前者に合理的保険料率算出の技術が付け加わったものとしてのみ理解する点を批判する。拠って立つ保険の社会経済的基盤を考慮せずに、資本主義的特性の出現を原始的保険に調和させてしまうことへの批判である[小川2008:90]。保険が技術的側面を十全に備えてこそ(近代保険として)成立している以上、「原始的保険」という用語自体が語義矛盾であるというという主張にこの立場は要約されるだろう[田村1980]。

このような保険史研究における連続説/非連続説の分岐は、とりわけイギリスとドイツにおける保険制度の形成過程に対する評価の違いに現れている。

例えば非連続説の代表的な論者である水島一也は、ドイツおよびイギリスにおける保険制度の歴史的な成立過程を丹念に考察することを通じて、保険成立の近代的諸相とその本質を明らかにしようと試みている。その中で水島は明確に保険史を非連続的に理解した。

なかでも [水島1975] では、おもにヴェルナー・マールの議論 [Mahr 1951] を批判対象としながら、「近代保険生成史において、いわゆる 営利保険の流れと、相互原理に立脚するといわれるゲルマン的発展系列とが、どのようにからみあってきたのかを明らかにすること」[水島 1975: 9]を掲げ、マールの連続説的議論を反証することに取り組む。

マールによれば、近代保険の起源はゲルマン的・北欧的起源die germanisch-nordeuropäische Wurzelとロマン的・地中海的起源die

romanisch-mediterrane Wurzelという二つの発展系列から理解できるとする。ロマン的・地中海的起源は、「いわゆる営利保険の起源であり、それは連合的保険関係とは全く無縁に、最初から純粋の商人的計算に基づいて生まれ、資本主義精神とともに成長したものである」とされる。それに対してゲルマン的・北欧的起源は、連合的保険関係を出発点とした、相互主義原理や共同原理を指導理念とするものである[水島1975: 3-5]。ゲルマン的発展系列は17・18世紀における絶対主義下の公的火災保険、及び相互性に立脚し創設された19世紀初頭のゴータ火災・生命保険会社に求められる。

水島の批判的検討によれば、「ゲルマン的」保険の源流には、17世紀から18世紀にかけての絶対君主(フリードリヒ・ヴィルヘルム、フリーリヒ I 世)下のプロイセンにおける公営火災保険組合があった。そこでは絶対王政のもとで強制的な火災金庫の創設がなされ、王室は農民を租税の負担者かつ兵士の補給源としてみなすという政治的意図をもちつつ、その限りにおいて農民は火災の際の損害を保証された[水島1975:14-5]。しかし結果として、農民や貴族(Gutsherrschaft)の強い反対にあい、十分な制度形成には至らなかった。

水島は、このような公的火災保険についても、その後市民層によって、より水平的な関係のもとで形成されたゴータ保険会社についても、その近代性を否定する。すなわち前者については、「権力の強制によって、保険成立の前提要件を本質的に欠くところ導入されたこの制度の指導理念は、相互原理でも組合原理でもなかった。当然そこには、近代的保険関係を特徴付ける個人主義的・合理主義的考量も働かなかった」 [水島1975: 48] とする。また後者については、ドイツにおける「特殊な」社会経済的基盤を考慮に入れれば、保険会社の形成が相互性に則り形成されていたとしても、近代保険の発展系列としてみなすわけにはいかないとする。すなわち、ゴータで生まれた相互型の保険会社は、利己性の排除を標榜する点で相互扶助に立脚することが窺

えるが、このような形態は「イギリスのごとき近代市民社会の土壌には育ち得ず、ドイツのような半封建的社会構造への適合性をもつ。ゴータの保険施設が、一見、資本主義とは異質の共同体的性格をもったという事実は、こうした観点に立って正しく理解される。… [それゆえ] …ゲルマン的系列の自生的な史的展開として、すなわちその系列に内在する発展原理に基づく帰結として、これをとらえることは適当ではない」 [水島1975: 48]。つまり水島の議論では、ゴータに端を発する相互性に立脚したドイツ生命保険会社は、それがドイツの社会経済的特殊性によって(非自律的に)形成されたがゆえに、近代保険を特徴付けるものには含まれないと結論づけられているのである [水島2006: 52; 水島2012: 6]。

#### 2.2 近代社会の特徴づけに関する歴史社会学的展開

以上のようなドイツにおける相互主義的保険関係を「近代保険」の 系列とみなすことへのネガティブな評価は、そのままイギリスにおけ る産業資本主義の早期形成(近代社会の範型)と営利保険へのポジティブな評価と表裏一体となっている。

しかしながら、この主張は、「近代保険」をどのようなものとして捉えているのか、あるいは保険にとっての近代社会がいかなるものかという問いを惹起させる。なぜなら近代保険の特性記述は、「近代(社会)」概念の特徴づけに依存するからである。この反省によってはじめて「ゲルマン系列」(相互主義的保険)の近代性を問題にできると思われる。そこで以下ではこの問いを発し続けてきた社会学での議論を参照し、考察の手がかりとしたい。

社会学はマックスウェーバー以来の伝統のもと、19世紀に成立した とされる西欧近代社会とはいかなる特性を持つかということを問題に してきた。そこでの要点は、マルクス(主義)が志向した、資本主義 社会の成立や下部構造による上部構造の規定に還元し尽くされないよ うな社会現象をいかに説明するかということであった [Weber1904=1998]。

このような伝統を引き継ぎ展開されていった社会学的研究は1980年代以来、とりわけ近代化をいかに特徴付けるかという文脈で、方法的にも具体的な分析の水準でもそれまでの方針に再考を迫られることとなった[佐藤2005]。例えば社会学における近代化論では、長らく「ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ」といったような素朴で定方向的な図式が用いられてきたが、今日この図式は歴史的な分析から多方面で反証されていっている。その結果社会学が取り組んできた近代社会の特徴づけはますます多面化し、終着点となる近代社会は複数の近代modern societiesとなり、出発点となる前近代も、群としての同一性をもたず、「社会」とも呼べないものとみなされていった[佐藤1998:84-85]。その結果、一方で歴史を扱う社会学はますます史料へ遡及していき、非反証性を追求していくようになるが(社会学の「歴史社会学」化)、他方で上述の近代化理論そのものを相対化していくメタ近代化論の彫琢が求められていく(理論的考察の深化)。

両者は単独では「中途半端な社会史」「素朴な新理論への信頼」になるだけで役に立たない。それゆえ、定方向的な近代化論が説明可能なものとして解体されていく中で、社会学が近代社会を語りうるとすれば、それは理論を「一次データへの遡及と組み合わせて、いわば一次的データへたえず自らを差し戻し、そのなかで事実の新たな切断面を具体的に提示して、はじめて」可能となるような分析を志向することとなる [佐藤1998: 93]。

このように、今日の近代社会に関する考察は「複数の近代」や様々な歴史的文脈の「経路依存性」という観点から実践されていく必要がある。

その観点からみると、上述した保険史非連続説に見られる「近代社会」像は、次のような特徴をもつ点で異なる展開が可能であるように

思われる。すなわち、水島の「近代保険形成は資本主義の史的展開との関連のもとに論証されるべきものである」[水島1975: 73]、あるいは「近代保険の本流は、これをあくまでも、資本主義的原理に立つ営利保険の発展の中に求めるべきである」[水島2006: 52]という主張から分かる通り、保険史非連続説的な議論は近代社会像を資本主義的経済の成立と同一視してきた。だからこそ、19世紀イギリスにおける保険業の成立をより重要視し、ゴータ保険施設に端を発する「ゲルマン的系列」とされるものを、「自生的な史的展開として、すなわちその系列に内在する発展原理に基づく帰結として、これをとらえることは適当ではない」とすることになる。

確かに保険にとって工業化や資本主義の展開は重要な契機であり、営利企業の増加は不可欠な要素だろう。またそれが早期に成熟したのがイギリスであることもおそらく疑いない。しかしながら、同時期においてはそれだけでなく、世俗化や官僚制の確立、国民国家の成立や近代組織の誕生など、多面的な社会構造の転換がなされた。だとするならば、このような社会構造の転換を経済領域における工業化・資本主義化にとどまらずに考察した上で、保険やそれに込められる理念の位置価を論じることもまた、「近代保険」の成立を考察する保険史にとって重要な課題であろう<sup>2)</sup>。ここではイギリスにおける保険企業を

<sup>2)</sup> 保険の性質をその時点での「社会」像、あるいは歴史的社会的基盤との関係で明らかにしようとする本間照光の議論[本間1983, 1992]からも、本稿は示唆を受けている。本間は保険史を連続的に理解するにしても非連続的に理解するとしても、「保険を保険の技術的特質に手がかりをもとめつつ理解するという限りでは、共通している」とし、「社会の共同業務」[本間1983: 22]、あるいは「人と人との関係としての保険関係、およびそのかぎりで社会を再生産する保険の独自の機能」の理解には迫れていないとする[本間1983: 36]。そこで本間は小林北一郎の議論を参照しながら、「歴史的範疇」としての保険をマルクス(主義)の歴史の発展法則に大きく依拠しながら論じている[本間1983: 43-90]。本稿は本間の問題意識を引き継ぎつつ、「社会」とみなされる構造に関して、むしろマルクスの議論に対する批判的対抗関係の中で構築

範としドイツのそれを後進国による「非自律的」な発展からくる非典型としてみるのではなく、近代化の複数性とそこにおいて異なる発展 過程を辿った「近代保険」そのものの多様性が前提とされる。

だとするならば、そもそもゲルマン系列を近代保険の源流に位置付けられるかといった問いよりもむしろ、その典型とされている19世紀初頭の相互保険会社がいかなる歴史的社会的条件の下で形成され、その前後でいかなる条件の転換が経験されたのか、社会の近代化はその維持と変化にどのように関係しているのか等を問題にすることが、近代保険の特性を議論するためには、より重要ではないか³。

### 3 機能分化社会としての近代と保険の歴史社会学的分析

#### 3.1 機能分化社会の特性

それでは資本主義社会に還元されない、その複数性が示唆される近 代の特性とはいかなるものか。この考察に有用なものとして、近代社 会を機能的に分化した社会とみなす社会学理論があるだろう。その特 徴は、様々な領域の(科学・進学・法・官僚組織・国家・資本主義) の合理的な駆動である。

このアプローチは社会学において真新しいものではないが [Weber1920=1972等]、戦後ドイツ第二世代の社会学者ニクラス・ルーマンはこの領域分化をシステム論的に再定式化し、経験的分析に向けて発展させたことで知られる。ルーマンは、近代社会の特性を「社会構造」の転換、すなわち階層的に分化した社会から機能的に分化した

されてきた社会学の蓄積から、この問題にアプローチする。それゆえ本稿の 議論は「近代社会」の概念規定およびそこにおける保険の位置付けに関する 論証プロセスが、本間の議論と異なる(注13も参照)。

<sup>3)</sup> 保険学でも近代社会の特性記述から近代保険を理解することが重要視されてはいるが、そこでも資本主義の成立という経済的側面が強調されている[小川2008: 4]。

社会への転換によって特徴付けられるとした。

その特性はさしあたり次の三つに整理できる。第一に、機能分化し た社会のもとでは幾つかの領域のもとで、それぞれ異なる合理性(シ ステム合理性)が成立したと見なされる。その合理性のもと、機能シ ステムは固有の仕方で、多様でありうる様々なコミュニケーションを 当該の機能(政治・法・経済・宗教・教育等)に即するよう水路づけ ている(たとえば政治的コミュニケーションは政治的コミュニケーシ ョンとしてのみ把握され、経済的コミュニケーションは経済的コミュ ニケーションとしてのみ把握される)。 そのメカニズムの一つが、特殊 なコミュニケーションメディアのもとで駆動するコードCodeである。 例えば政治システムにおいては当該のコミュニケーションが政治的決 定に関して権力を有するものか、権力に服するものなのかということ が、政治的コミュニケーションを特徴付けるさいの基準となっており (上位権力Machtüberlegenheit/下位権力Machtunterlegenheit)、宗 教的影響力をもっているかや、財を多く持っているかということは政 治的決定を直接左右しない。科学システムにおいては「真/偽」が、 経済システムにおいては「支払い/不払い」が、宗教システムにおい ては「内在/超越」が、それぞれコードとして適用されることによっ て、機能分化社会は可能になっているという「Luhmann 1988=1994; Luhmann 1990=2009; Luhmann: 2000=2013等]。

第二に、このような機能分化社会の到来は、機能領域内外に様々な「組織」を生み出す。近代社会における組織が有する特徴の一つは、成員資格の可動性にある。ルーマンによれば、旧社会においては社会そのものが成員の結び付きとして把握されており、ある人が特定の団体に所属していた際、その人の人格全体が当該団体に帰属することとなる。それゆえ他の団体への移動可能性は(完全な排除を除き)与えられていなかった。それに対して近代社会における組織は、その成員資格が移動性に基づいている。その組織が関わるのは個人の全体では

なくその行動の断片のみであり、人格に結び付けられることもない。このような個人の扱いの元で、組織は決定のための目標や条件に関するプログラムを設定する[Luhmann 1997=2009: 1124, 1130]。これは例えば、「他者を援助する」という事態の変化に現れている。伝統社会において援助は地域的生活共同体に準拠し宗教的な慈善としてなされていた。近代社会になるとそれはもう叶わず、誰がどのように、そして何を援助するべきかということ自体が、組織のプログラムとそれに基づく決定に委ねられざるをえなくなる[Luhmann 1975: 141]。つまり、それまでの団体が対面的関係によって構成され、それによって様々な決定を根拠づけていたのに対し、近代組織は地域など外的な成員基準を持たず、非対面的な関係構築を志向する。そして自身で決定基準自体をも創出する。

第三に、社会の機能分化は、制度や概念に関してそれまでとは異なる新しい意味を付与する契機となる。そこからルーマンは、社会構造の転換が、理念や概念に関する新しい意味付与と相互に連関しているという仮説を提示した。つまり、上でみた機能分化社会の到来と自律的かつ非対面的な組織の成立は、様々な思考の枠組みや知識ストックの変化や転換によって、特徴づけられるとみなされるのである[Luhmann 1980=2011]。このような社会構造と理念の関係についての探求は総じて意味論Semantikと呼ばれる。特にこの理念の転換と生成は、上述した機能システムのコードと関連して、様々な理念の対立や区別(二項図式)によって見出されていくこととなる[坂井2014]。

このような近代化に関する理論枠組からわかることは、近代社会が 単に経済秩序が貨幣を媒介とする市場経済によって成立したというだ けではなく、組織による官僚制や、行政単位の整備などが含意され、 各領域で特有の合理性を有する制度が形成されていくプロセスによっ て見出されるということである。またそれだけでなく、このような機 能分化のプロセスは、人々が運用する理念の形態がそれまでとは抜本 的に転換したことによって特徴付けられることも重要である。

### 3.2 保険をめぐる歴史社会学の手法

このような近代社会の特徴づけは演繹的に導かれるものではなく、個々の具体的な歴史プロセスの中で把握されるべきものとして考えられる。例えばタルコット・パーソンズは類似した図式から社会構造の近代的なあり方を提示したが、その演繹性ゆえに単線的説明を導き、地域ごとの近代化過程の差異と共通性を十全に分析されない点で批判された。

それに対してルーマンの機能分化社会という近代化モデルの特性は、 それ自体の複数性を経験的に記述していくことによって活かされる。 なぜなら政治がどのような形で行政組織を作り上げていったのか、市 場経済はいかなる要素によって成立したのか等については、地域や時 代状況ごとに固有の文脈をもつのであって、多様な理路がある。また そこでの理念(意味論)の効き方もまた、空間的・時間的なバリエー ションを想定できる。

歴史社会学やそこにおける意味論の課題はそれゆえ、各機能領域の分化経路や、それ自体複数あること(経路依存性)を具体的に示し、そこで生まれる軋轢、機能システムごとの相互影響関係(共進化)を如実に記述することによって、人々が運用する「理念」の作動形態を明らかにすることである。それゆえ機能分化論は、「ゲマインシャフト/ゲゼルシャフト」のような一方向的な説明を可能にする図式というより、絶えず史料に基づき説明を求められ続ける(「一次データへ差戻される」)ようなものとして扱われなければならない。つまりルーマンの機能分化のもとで歴史的な分析を行う際には、機能領域の線引き問題が個別的な言説や特定の理念のレベルでどのように生じているのか、境界確定がいかになされているのか、いかなる瞬間に境界が消失してしまっているのか等、「社会構造」とされるものの具体的な現れ方を特

定していく作業が必要となる4。

以上より保険の歴史社会学的研究の課題は、近代社会の成立を機能 分化していく過程としてとらえ、そこにおいて、経済的保障や保険技 術の発展という保険がもつ共通の基盤がどのような理念と制度のもと で複合的に運用されていったのかを、各国の政治的・経済的・法的特 性から明らかにすることであると思われる。

その意味で、ゲルマン系列の相互的保険が「近代保険」ではないとする主張や、ドイツの社会経済的条件が「非自律的」で「特殊」であるかどうかもさらなる検討を迫られる。なぜなら全く同質の近代化過程を踏んでいないという意味では、イギリスやフランス・アメリカも等しく「特殊」であるといえるのであって、イギリスを特権視し範とする根拠はないからである。

以下で試みられるのは、以上のような保険の歴史社会学的考察のための一試論として、19世紀ドイツにおける保険制度の歴史的発展を、とりわけ私的保険の展開に着目し、分析することである。これを機能分化や近代組織の到来という視座から見ることで、「近代保険」と社会構造の関係につき分析していく。

### 4 ドイツ民間保険の位置価とその変容

### 4.1 最初期ドイツ保険会社の特性:愛郷心・相互性・非対面性

絶対主義的な上からの強制保険という呪縛から脱し、より水平的な関係構築のもとで保険制度は、理念型的には旧来の身分制的共同性の瓦解に端を発する。具体的には19世紀初頭には各領邦において国政改革が行われ、農奴解放や営業の自由の確立が漸次的に行われていった。

<sup>4)</sup> 以上のようなルーマンに関する歴史社会学的方法に関しては [北田2004; 佐藤2010: 218-9;遠藤2016: 649-51]から示唆をうけた。

これが各国家の行政領域を確立させていくとともに、経済秩序を「上から」形成していく端緒となった。19世初頭の民間保険は、このような過程で共同体的互助組織がその基盤を失っていく中、新しい自助のための組織として形成されていく [Körber1994: 495-6]。

その中で1820年代、それまでの形態とは異なる保険会社がゴータ Gothaで生まれた。徐々に工業化の萌芽が見られはじめたドイツでは、対商工物件に対する新しい保険需要、とりわけ火災保険需要が叫ばれていた。ゴータの商人であったエルンスト・ヴィルヘルム・アーノルディは、こうした問題関心から、私的火災保険会社を創立する。

生命保険会社は、この火災保険の成功と安定に触発されて設立されたが、ここにおいて最もアーノルディが生命保険の必要を痛感したのは、商業的意義というよりも、いまだ領邦の連なりとしてしか把握されえないドイツにとっての、イギリスを中心とする諸外国の商業的進展という警戒すべき状況である<sup>5)</sup> [Emminghaus 1877: 24,46]。

この警戒には、当時のゴータの政治状況が関わっている。ザクセン・ゴータ・アルテンブルク大公フリードリヒ四世は1822年に即位し、かれは前国王で兄のアウグストの債務を弁済することとなった。債権者たちは国王の死亡時に備え、5つのイギリス保険会社に国王の生命を対象とする総額2万ポンドの保険をかけた。しかし契約後1年未満で大公は死亡し、保険会社のうち2社は支払いを拒否する。結果、そのうちの1社を対象とした苛烈な裁判へ発展し、訴訟費用が保険金を上回ったという[Braun 1963=1984: 258]。アーノルディは、イギリス保険会社がドイツで席巻していることを、とりわけ国王の生命に対する保証問題から強く認識するに至ったということである<sup>6)</sup>。

<sup>5)</sup> 前提として、これまでのドイツにおける先行する火災保険企業がロンドンのフェニックス社に役員面で全面的に依存しており、イギリス資本によって構成されていたということがある[水島1975:25]。

<sup>6)</sup> これは直接的な生命保険会社の設立のきっかけというわけでは必ずしもな

このような事情は、ゴータやアーノルディの特殊な事情というより、 19世紀前半のドイツ全土の政治状況と合わせて理解すべきだろう。フ ランス革命以後、ドイツは統一された国としてではなく、様々な領邦 としてのみ成立していた。そこでは各領邦の利害関係から、反革命・ 半ナショナリズムを旗印にドイツ連邦(1815年)が成立するものの、 その後東欧やフランスでの民族蜂起を背景に、出版・結社・集会の自 由・民衆武装、陪審裁判制の導入、ドイツ議会の招集を求める市民革 命が企てられる(1848年革命) 「丸畠2013: 68-78]。そこでは「統一」 と「自由」が市民層とっての政治目標となったが、3月革命は事実上 失敗に終わり、ドイツが統一されるのは、ビスマルクによる強烈なリ ーダーシップのもとでの1871年まで待たれることとなる。アーノルデ ィの愛郷心は、このような時代状況のなかで、諸外国に対し未だ達成 されざる「ドイツ」というまとまりを将来的に想定しつつ、そのなか で、生命保険をドイツ国内で展開することにより、ドイツにおける商 業に民族的な基礎を与えることを企図するものであった[Arps1968: 16]

このような契機から目指された保険会社の設立は、とりわけ相互性 Gegenseitigkeitと公開性Öffentlichkeitという二つの原則から実現されることが理想とされる「Emminghaus 1877: 216]。

ここでの相互性とは、すべての構成員が被保険者であると同時にその総体において保険者である状態を指している。このことがことさらに強調されるのは第一に、上述したこれまでの地域的・あるいは公的な統治主体による一方向的な援助形態や後ろ盾が失われていった今、新しい自助の形を中間団体によって組織していくという志向性がある。具体的にアーノルディは、孤児や未亡人を中心とする遺族の援助が今

く、長らく継続していた計画を実現する際の重大な契機の一つとして位置付けられる「Arps1968: 23]。

日益々必要とされてきており、そのために生命保険がゴータで機能しなければならないと考えている [Emminghaus1877: 27] [Körber1994: 496]。

また第二に、ここでの相互性は公益に資すること(=利己的でないことuneigennützig)ことと並列して語られている [Emminghaus1877: 76]。上述した通りこの時期のドイツにおいては結社や協会による活動が活発化していったが、その目的は政治的なものや社交に関するものだけではなく、経済活動にも関連していた。つまり新しい市民層にとって、経済活動を行うことは公益に資することGemeinnützigkeitと矛盾せず、むしろそれが倫理的基準として共有されていた。1820年代の他の保険機関にも同様な志向がみられるという [Büchner1965: 445, Anm. 25]。

この公益性に関連して第三に、相互性は利益欲求とその配分の恣意性を排除するということと表裏一体であるという特徴がある。次のゴータ生命保険銀行規則(1828)に見られる文言は、それを端的に示している。

ほとんどの知られている生命保険組織は、被保険者が全く財を得られないか、あるいは部分的にだけその財を得られるような、些細でない余剰を持続的に保有している。ほとんどの場合これらは利益Gewinnとして企業家(株主Actionairs)に分配され、そうでなければ、いわゆる相互会社gegenseitige Gesellschaftenに、しかし常にたった一部分のみ恣意的な規定に基づいて、利害関係者に与えられる。

[…] しかしドイツは、そこにおいて主命保険があらゆる利益欲 求と恣意を排することによって簡略化されているところの組織 を手に入れた。

[Emminghaus: 1877: 215, 強調は原文に依る]。

ここでは端的に、既存の保険会社においては、生じた剰余金が保険 契約者だけでなく事業主や株主にも分配される点、そして「相互会社」 と呼ばれる形態をとっている保険会社においても、少量かつ恣意的に 分配されている現状が批判されている。念頭に置かれているのはここ でもイギリスの既存の相互会社であり [水島1957: 57]、対置される平 等で相互性が担保されている生命保険会社が、ゴータ生命保険による 非営利型の相互会社である。配当についての不平等さへの忌避感がゴータ生命保険の創立理念には強く表れているということが窺える。

もちろん、ゴータ生命保険(および火災保険)において経済的側面が全く無視されていたわけではなく、むしろ様々な点で事業形態としては革新的であった。例えば上述した第一の点、すなわち伝統的中間団体の再編という同時代的要請のなか、ゴータ保険は火災・生命両面での地域的・職業的限定を取り払い、対象としては職業を問わず、かつドイツ全土に拡大されている。あらゆる人に開かれた生命・火災保険という理念が導出された。これは一方でナショナリスティックな関心に由来するものであるとともに、旧来の団体の対面的関係を脱して、非対面的な相互扶助原理を保険によって形成してく努力の帰結である[Arps1968: 19]。

また上述した平等処遇原則の可能にするために、アーノルディは純粋に保険技術的考量を基礎として、職種・地域ごとのリスク相当保険料を徴収していった。つまり非営利性と平等を同時に可能にするために、この時期少しずつ浸透していったリスク計算技術を用いて、徹底して事業を合理化することが志向されているのである[Arps1968: 20][水島1975: 29-30]。その結果、「あらゆる人のための」ゴータ保険会社はその理念を中産階級以上の人々に限定し、下層階級を対象外に置くこととなった「水島1975: 31]。

以上のように、ゴータ保険相互会社のもとでは、相互性をそれまで

の公的・地域的な互助組織とは異なる形で実現し、同時に将来ありうる国民国家としてのドイツに資することが目指されている。同時にそこでは、新しい保険技術の導入のもとで、より持続的かつ合理的な事業形態が実現していった。

#### 4.2 50年代-70年代における保険位置付けの変化

民間保険会社は1850年代から70年代になると、その位置付けを次の三つの段階で変容させていく。すなわち第一に、50年代から利益創出手段としての生命保険会社が拡大する。保険会社の数が単純に増加するだけでなく、被保険者の数も急増した。実業家たちも生命保険に注目し始め、アーノルディが20年代に描いたようなものとは逆行する、利潤追求手段として認識されるようになった。その背後には30年代からの鉄道産業が国家的に拡大し、50年代からの鉄道と重工業への投資活動の活発化がある。ここにおいて銀行や株式会社が徐々に増加していった[矢野・ファウスト編2001:6-12]。株式会社型の保険会社の増加も、このようなドイツにおける産業的な離陸と軌を一にしている。しかし同時に、民間保険が未だ階層限定的であるという点では20年代から大きなブレイクスルーはなく、労働者階級等下位層には開かれていない[Körber 1994: 498; Borscheid 1983: 318]。

第二に、組織形態として株式会社が台頭し、相互会社が衰退していく(おおよそ1860年代)。株式会社の台頭が、配当の正当化を伴った保険の導入を後押しし、それによりますます非営利の相互的組織は、その分配的基礎を掘り崩されていく [Körber 1994: 500]。だが並行して、株式会社型の生命保険会社もまた、総じて利益分配をどのように行うべきかという技術的な困難に直面し、それを理由として爆発的な生命保険の普及には至らなかった[Borscheid 1983: 318]。20年代にその萌芽をみた保険技術や数学、法などは、この観点からますます重要度を増していく[Borscheid 1983: 323]。

第三の変化は、70年代における労働者への関心と国家の両義的対応である。すなわち一方で、労働者の労働環境が工業化の進展によりますます悪化していくにつれ(「社会問題」の発見)、民間保険会社の担い手が、労働者の社会的安全性について議論するようになった[Körber 1994: 501]。そこでは労働者に対する生命保険商品の考案や貯蓄金庫の創出が目指された。他方、1871年に曲がりなりにも統一を成し遂げたドイツ国家は、民間保険会社の国民経済への積極的な影響を考慮し、それまで保険経済を抑圧していた方針を撤回し、統一的な保険制度の構想を練り始める[Borscheid 1983: 323]。自助的な協同組合等、同時多発的に社会問題への対応の試みが進展していった70。

このような政治的な方針転換は、保険会社に限らず、投機を加速させ独占を招き得る株式会社設立に対する規制を、国家が経済活動に対する肯定的な要素としてみなしたことにより緩和させていったこと(1870年における許可主義から準則主義への改正)と関連している。4.1でみたように、当時自由な私的中間団体である従来の営利事業は、公共心と倫理的秩序を支える人格であるかが問題とされた。国家は特にこの問題を顧慮しつつ、独占と公共の福祉への寄与を判断基準に各株式会社の設立を審査していたのである「村上1985: 164]。

アーノルディによるゴータ保険会社の相互性や公益性が組織内的な 行動基準となっていたのに対し、この時期には一方で経済領域での営 利性の重視と相互性への関心低下が、他方で政治領域での公益性の 益々の顧慮が顕在化していく。

<sup>7)</sup> この時期には「社会問題」「労働者問題」として認識されていった問題群に対して、協同組合的な自助の仕組みが多数考案・展開されている。例えば株式会社型の保険会社がますます中産階級以上の市民層を対象にするものとなっていくのに対し、都市部でのシュルツェ=デーリチュらによる手工業者を対象とした信用組合・協同組合や、ライファイゼンらによる農村信用組合は、都市・農村における労働者に対する経済的保障の仕組みとして展開されていった「Schulze=Delitzsch1855]「村岡1997」。

他方、民間における労働者への関心と国家的対応の出現は、下層身分に保険の利益を甘受させるには国家による労働者強制保険しか手はないのではないか、というその後の社会国家への道を開いた。重要なのはその方途がビスマルクの台頭する80年代以前にむしろ民間の側から提案されていたということである。しかし結果として、これは生命保険の国家化という問題設定につながっていった [Borscheid 1983: 325; Körber 1994: 501-2]。

#### 4.3 80年代における民間からみた公的/私的区別の問題化

上の第三の点、すなわち労働者の社会的安全性への着目や、保険の担い手としての国家の関心は、80年代の民間保険をめぐる諸言説にとっても主要テーマとなった。この時期には次々に国家的社会保険(1884年:労災保険、1883年:疾病保険、1889年:廃疾・老齢年金保険)が実現する。その背景には会社設立ブームの負の帰結である1873年の創業者恐慌がある。50年代からすでに進展していた工場労働者の労働環境の悪化は、この時期の企業倒産や経営再編成による雇用抑制、就労者数の減少と相まって、当事者を益々苦境に立たせていった。技術基盤や生産構造の変化とともに、既存労働力と雇用との間にミスマッチが生じることで、経済的自由主義への不信が拡大していったのである「福澤2012:33-4]。

そこでは持続的に課題となっていた「社会問題」への対応方策としての自助的な協同組合が、その基盤を掘り崩されていき、むしろ国家が労働者の保護について中心的な役割が担われるべきであるという論調が支配的になっていく[坂井2017]。政府側としては、民間保険一般に国民経済にとっての意義を認めつつ、地域的な自助団体や自由な援助金庫Hilfekasseを国家によって統制する必要が生じる。国家にとって地域的・私的な金庫=保険は、国家的社会改革に対立して存在するものという認識があったからである[Borscheid 1983: 326]。

このような状況下において、先に見た利潤追求を徹底し始めた株式会社型の民間保険会社は、同時代的な保険のあり方につき、いかなる認識を有していたのか。1880年から刊行された、各種保険制度の動向や法律、歴史や統計について各国の動向を概観する、アドルフ・エーレンツヴァイク編『保険年報Assecuranz-Jahrbuch』はその一端を見せてくれる。本年報には保険に関する仔細な議論に加えて、保険会社の立場からオーストリアやドイツにおける保険をめぐる政治状況が記述されている<sup>8)</sup>。つまりこの記述から、いわば経済的合理性のもとでいかに「政治的なもの」が観察されているか(経済システムによる政治システムの観察)が理解できる。

国家との関係について言えば、まず指摘されるのは公的保険制度の 形成に対する激烈な批判である。しかしその批判は、単に国家監督に 対するものではなく、1871年における国家統一によってもなおまかり 通る、保険制度における統一的な国家規制のなさに対してである。

保険制度のような商取引の分野ほど、いまだに地域中心主義 Partikularismusが支配しているものはない。[…] それ[各領邦] は、無防備に恣意にさらされ、税負担によって完全に窒息させら れている保険会社を厳しく扱い、ポリツァイ国家の残余は保険会 社を様々な苦痛にさらし、あけすけに敵意をもって扱っている

<sup>8) 19</sup>世紀の中盤から保険会社が浸透していくにつれ、刊行物も各地で出版されていった。エーレンツヴァイクはハンガリーで保険販売員の教育に携わり、次第に当地の生命保険会社における代表的人物となった [Koch1988:118-2]。この雑誌は「保険法」「原則Disciplinen」「歴史-統計」の三つの部分に分かれており、最後の「歴史-統計」における「オーストリア・ハンガリー」「ドイツ」の項、「今年の概観Geschichte des Jahres」はエーレンツヴァイクによって書かれていた。ドイツにまで影響力をもったこの雑誌は同時代の保険経済に関して長期間 (-1943年) 論じられ、追悼文によればこれは、その時期までドイツ語では存在しなかったようなレベルにまで保険雑誌の水準を引き上げることに成功したという [Möller1955:7]。

[Ehrenzweig 1881: 325]<sub>o</sub>

とりわけ批判は、旧来の金庫や保険を担ってきた地域的な公的組合 öffentliche Societätに向けられる。

それ [保険の利害関係者の不平の対象] は、よく知られている通り、いわゆる公共組合の私的保険会社に対する国家的な優先であり、様々な領邦における後者への課税という多大な不平等である。その不平等は、そこにおいてのみ一般的な画一性に余地を与えている。[私的] 保険会社は、いたるところでできるだけ多くの負担をする [存在としては]、最高に歓迎された、とてもふさわしい対象としてみなされ、その程度で扱われている [Ehrenzweig 1881: 335]。

この「公的組合」とは、同時代の私的保険会社と並行して展開されてきた地域的かつ職業的な保険機関である。古くは16世紀のハンブルク海上保険や火災保険に代表され、当初は組合的な精神に基づき地域や職域に特化し、ギルドからの連続で営まれていたが、徐々に領邦の監督を通じてその基礎が新しく組織されていった。その結果19世紀初頭から国家的・身分的・地域的、すなわち公的なöffentlich制度としての地位が確立していく [Büchner 1965: 453-4]。ここでの「公的」とは、上述した公営火災保険のような領邦国家の影響よりもむしろ、地域を含めた私的利害にとらわれない(公益に資する)共同性が含意されている<sup>9)</sup>。

特筆すべきは、それまで地域的ギルドの延長として存在したこういった組合が、火災保険や生命保険の形式で19世以後国家との結びつき

<sup>9)</sup> このようなöffentlichの多義性については [小出1994] 等を参照。

を強めていく中、「相互性の基礎に基づき」組織されていたことである。 その基礎は、ゴータ保険会社がその理念として掲げていた、株主を挟まない被保険者のみによる保険営業や、その義務・配当に関する同一処遇、公益性などにより構成される [Büchner1965: 455-461]。つまりここでエーレンツヴァイクによって言及されている「公的組合」は、ゴータに代表されるような私的保険会社においては次第に傍流に押しやられていった相互性に立脚する保険機構であり、かつ地域的基盤に立脚しつつ、国家的統制を高めていった存在である10110。

組合への国家的特権付与に関する批判のポイントは、組合自体に向けられるものと、その特権を擁護する国家に向けられるものとあった。組合に向けられるものとしては、株式会社型に比べて保険料が高く欠陥が多く見られる点、仲裁裁判所のようなコンフリクト処理機関がないゆえに多発する訴訟などに向けられている[Ehrenzweig 1883:411-2]。他方国家に対しては、税負担が不公正であるという正義をめぐる問題だけでなく、市場の不徹底からくる国家財政の圧迫という、経済的な非効率の問題も挙げられている。

それ「このような優遇」は、ただ国家がその担い手であるべき正

<sup>10)</sup> 組合Soc[z]ietätの理解にあたり、カール・マルクスによるGesellschaft との区別は示唆的である[藤田2003]。マルクスによれば経済秩序によって構成される市民社会 bürgerliche Gesellschaftにおいて、政治的参加はその実現が十分達成されない。そこで求められる「真の民主制」は、従来の自然な共同体ではない、新しい個々人の統合原理であるSozietät、すなわち協同組合によって実現するという[藤田2003]。ここでは古い組合のニュアンスを帯びるSozieätに「非自然的な」個々人の結合を読み込み直すという操作が行なわれている。しかしその監督主体として国家が想定されているわけではない。

<sup>11)</sup> 例えば、国家的疾病保険においては新しく保険機構が一から構築されたわけではなく、自発的な共済や扶助金庫等、既存の機関が活用され、財政方式としても共済における自助が基本的な原則として優越した[福澤2012: 40]。その詳細と改革議論については「福澤1997]を参照。

義にもとるだけでなく、経済的にもまた間違っている。というのも、そのような組合制度の優遇を通じて私的産業がその大きな支局のもとで麻痺させられ損害をあたえられることで、甚大な税負担能力もまた弱まってしまうからである。つまり国家は自分で直接自身を傷つけているのだ。そしてここにおいては、組合制度がこのような物質的な欠損を国家に異なる方法で補償することができるとは思えず、これは国家の生産的には全くもって重要ではないのだ[Ehrenzweig 1881: 336]。

組合および国家への批判が激烈になされた背景には、上述した一連 の国家による社会立法があった。つまりこの時期の保険会社にとって すでにその合理性は経済的な営利性にあり、それにそぐわない形態の 保険制度は駆逐されるべきなのであって、国による社会保険制度はそ れに逆行する。またその批判は、「荒廃してきている自由主義的な世界 に終止符を打つことを望む労働者災害保険のすばらしい「根拠づけ」 となっている」という、「キリスト教的・社会的social価値」にも向け られている[Ehrenzweig 1882: 489]。そこでの要点はやはり、公的組 合が経済的な反動勢力であるとみなされている点であるといってよい。 相互性のみをその原則とすることによって、商取引を再び旧来の共同 体に由来するツンフト的なものにし、将来的には国家的な恩恵に預か る統一国家保険の母体になろうとすることが、民間の企業人たちには 我慢ならなかった[Ehrenzweig 1882: 494]。労働者の福利Wohlを支援 するのであれば、それは株式会社型の保険を強制し準則規定を設ける だけで十分だろうというわけである[Ehrenzweig 1883: 406]。ここで は完全に相互性がやり玉に挙げられ、保険制度を担う制度が常に経済 的利益が自明視されている。

社会立法の制定後もこの論調は継続しており、政府の保険経済への教養のなさが批判され、とくに「公的・私的な保険会社、株式に基づ

く会社や相互性に基づく会社の様々な利点や欠点」についての思慮のなさが問題視されている [Ehrezweig1892: 142]。つまりこの時期においては、保険機構をめぐって相互性から営利性への転換が起こったというよりもむしろ、「公的/私的」という担い手の線引きと同時に「相互性/営利性」という区別の基づく拮抗が明示的に意識されはじめた。その背後には、上述した国家による行政区分の整備や諸領邦の統一、経済領域の漸次的分出とその自律化という多面的な構造変容がある。

### 4.4 生命保険の成立と意味変容

ここまで見てきた通り、19世紀ドイツにおける保険制度とそれをめぐる言説は、いくつかの点で大きくその内実および位置付けを変容させてきた。その中心にはやはり、「相互性」と「営利性」という理念がある。20年代の初期民間保険会社は積極的に利潤追求を排除する形で単純な相互扶助の仕組みを目指した。しかしこの仕組みはとりわけ、非対面的なものとしてかつ公正な経済的計算のもとでなされるという、近代組織の前期的形態のもとで考案されていったといえる。

イギリスやアメリカの保険技術がプレゼンスを高めると、ドイツ国内においても株式会社が支配的になり、相互主義は背景へ退き、かわりに営利性への飽くなき探求とその障壁の除去が標榜される。だが同時に、80年代の経済界が問題にしたのは、ほかならぬ相互原則で運営されている地域に根ざしした公的組合であった。株式会社による利潤追求が覆い尽くしたのであれば、そもそも相互性については言及されず、国家の保険制度統合に対する論難で十分なはずである。それでも組合が盛んに否定されるべき存在として論及されたのは、保険における旧来の相互性は株式会社の台頭によって部分的に剥落しつつ、「特権」として私保険に批判されながらも組合の枠組みの内部で残存していたからであろう。保険によって経済的保障を行う主体は、同時代において株式会社・地域的公的団体・国家的強制保険という多様なバリエー

ションのもとで展開され、そこには「相互性/営利性」という二つの理念の拮抗関係と絶えざる揺れ動きがあった。

このような意味的変容およびその担い手をめぐる対立図式はさらに、 いくつかの構造的前提によって可能になったといえる。第一に、ドイ ツ全土における市場経済および株式会社の漸次的成立と、その負の帰 結としての労働者問題の出現がある。そこには、支払い/不払いとい う財の希少性を準拠点とする経済システムの分出が現れている。人々 の安全や生命が貨幣化されていくという状況を可能にしたのは、経済 システムのコードに基づく保険運用という、それまで十分になされて いなかった新たな機能領域の彫琢であろう。保険機構の理念において 「営利性」がせり上がっていくのは、この観点からすれば必然であっ た。しかし第二に、20年代の生命保険成立初期からあった人々の政治 的統一への関心とその実現も、近代保険の制度形成にとって看過しえ ない事象だろう。すなわち、政治団体に限らず、同時代の市民層の多 くが、自由と統一を求め、中間団体がそれに資するべきだという感覚 を共有していた。ゴータ保険会社における非営利的相互会社の理念は その一事例であり、結果的にその発想は地域的公共組合の系列に受け 継がれていくこととなる。統治機構の整備が進むに連れて、権力の上 下関係(政治的コード)に基づき、公的組合は、ますます国家との結 びつきを強めていく形で、位置価を変容させていった。

# 5 結論:機能分化社会における参照点としての保険

保険はリスク計算を始めとする統計的基礎を得て、そのあり方を対面的な相互主義による援助集団や隣人愛的連帯から解放したとされる。しかし19世紀以後の生命保険の位置付け変化を概観すると、企業家精神との緊密な結びつきを強めつつ、それを規制し再編成する存在として近代(国民)国家があることがわかる。そこでは相互性を担う新た

な存在として国家が位置付け直されている。だからこそ1880年代になると、むしろ地域的組合を含めた「公的なもの」によってこそ保険は担われるべきであり、それによって十全に実現するという風潮さえ生まれた[Wagner1881: 171]。ここに、機能システムとしての政治の分出の一端がうかがえる。

このことは近代社会にとって、保険がいくつかの関連点のもとで、基本的な性質(リスクの考慮や客観化)を共有しつつ、それぞれ異なる意義・意味を込め運用することが可能になっていったことを意味する。すなわち、アーノルディの初期民間保険会社は、保険会社が恣意的な利益誘導を排して公益に資するものでありつつ、経済的合理性に依拠し非対面的な組織によって担われるべきであるとされた。そこではいまだ、私的/公的、政治/経済といった区別が自明でない。それが19世紀後半になると、保険における国家の役割を強く否定し企業利益の追求こそがその本質であるという言明と、保険の形式を「「自由な流通」を受け入れ実行するような「商売Geschäft」ではない」「Wagner 1881: 171]とみなすような言明とに分化していく。これは、非対面性を前提として、前者においては経済が、後者においては政治が主要な準拠点となっていったことを意味する。

本稿でみた生命保険の史的変遷は、政治と経済という機能システムの分出と、それぞれ固有の合理性に定位し、異なる形で人々が保険制度を参照する蓋然性の高まりの一端を示していると考えられる。つまり政治や経済の構造条件が変わり、それぞれが独自のシステムとして作動したからこそ、テクノロジーとして洗練された保険は、それぞれ独自のやり方で、だからこそ様々な価値を込めて利用された。上でみた史資料は、この漸次的に分化した機能システムが準拠するいくつかのコード間での、保険の価値を巡る様々な拮抗や絡まり合いの軌跡として読み取れる。20年代には近代組織の「対面/非対面」という区別に依拠しつつも、未だ当事者たちは政治や経済、道徳といった共同性

の今日的区分を明確にせず、自明な境界線があるという了解がなかった。それが80年代においては、経済システムにおける「支払い/不払い」および、政治システムにおける「上位権力/下位権力」が主要な対立軸となっていく。

以上のような図式的理解は、保険の担い手や理念が、準拠するシステム(「政治システム/経済システム」)に基づき、「私的=営利=経済/公的=相互=政治」とそれぞれ画一的に振り分けられるようになったことを意味しない(3節)。むしろこの振り分けが構造上確立されていくことを通じて、制度と理念の関係や「公的/私的」「相互性/営利性」という理念の二項図式の内実および線引きの妥当性が争われていく。4.1や4.3で扱われた史料や言説は、そうした当事者による境界線の発見と問い直しを示しており、この線引き問題と持続が、「近代保険」あるいは保険をめぐる近代社会の諸相として現れている。

今日、公的保険組合や私的保険相互会社がますます株式会社化してきており<sup>12)</sup>、相互主義的保険組織であっても、営利性の担保が保険主体を持続していく上で不可欠であるという見解が浸透してきている[水島1992]。戦後日本の保険学や保険業界においても、一方で保険が相互扶助(「助け合い」)性を帯びたものかが(主にそれを否定する形で)盛んに議論され[小川2008:79-116]<sup>13)</sup>、他方で保険を技術的特

<sup>12)</sup> ドイツ公営生命保険につき [天野2001]、日本の保険相互会社につき [丸山 2016] を参照。

<sup>13) [</sup>小川2008: 79-91] では、1970年代以後の日本において、一方で保険業界や行政の領域で保険の相互扶助性(「助け合い」性)がことさらに強調されるが、他方で保険学界ではそれを支持していた論者が少数派であったことが指摘されている。またこの相互扶助性についての議論は、2.1で触れた、保険の連続説/非連続説とも関連している[小川2008: 89-90]。小川自身はこうした保険相互扶助制度論を「論破」[小川2008: 91] するために、論者がその根拠とする相互会社や協同組合保険を考察する。そのなかでこれらの制度特性が相互扶助的精神によって記述できるわけではないことを指摘しつつ、「そこ [保険] に流れている精神は本来個人主義・自由主義・合理主義的精神であ

質にのみ依拠して理解することへの批判がある [本間1983: 35] <sup>14</sup>。 社会保険分野に関しても、1990年代以来、英米に端を発しその後先進 諸国に共通して現れた問題系として、公的保険と民間保険の拮抗・再 編成という課題が前景化してきた。そこでは社会保険における世代間 格差や財政圧迫から、民間保険が「純粋な」保険原理によるフェアな 制度設計により、公的社会保険を代替すべきだという主張とその反論 が繰り広げられてきた「畠中2016]。

無論これらの時代拘束性や各国固有の事情は無視できないが、盛んに焦点となっている相互性/営利性、公的/私的等の対立軸をみると、19世紀ドイツにおける発展過程という一事例から示した保険の近代性は、今日もなお議論前提を拘束しているように思われる。つまり、機

- り、この点で技術的相互性を有するにすぎず、保険の本質として相互扶助性があるわけではない」と結論づける。本稿は、制度の性質の次元とそれに付帯される精神の次元を区別した上で、「個々の保険の性質は、体制関係における保険の本質と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって、規定される」、「こうした保険の性質の一つとして保険の相互扶助性が考えられる」「小川2008: 116」という点で小川の立論と立場を共有する。しかし同時に、保険に流れている精神が個人主義・自由主義・合理主義であるとするのは、没制度的・没歴史的に保険の「本来性」が語られている点で、相互扶助制度論者と同様、論点先取のようにも映る。対して本稿が強調したのは、特定の歴史的文脈から見出された保険に込められる理念レベルでの相互性と営利性の拮抗関係である。
- 14) 本稿では紙幅の都合上論じることができなかったが、保険技術やその前提となる統計学の洗練が、近代社会における保険を論じる上でいかなる意義を有するかも重要な論点であろう。例えば19世紀ドイツにおける社会科学Gesellschaftswissenschaftのもとでの統計学の受容は、静的で法則的なものではなく、むしろ自由意志と人々の相互的な責任によって駆動する、非法則的なものとして社会を概念化する思考形式に付随してなされてきた[Poter 1987]。それゆえこうした統計学的知識をもとに形成された保険技術もまた、19世紀という時代状況に強く拘束され、同時代の社会構造に関する描像と結びついている。だとするならば、保険技術によって保険を論じる方針を没歴史的であると一蹴するよりも、その技術が学的な営みとして如何なる対象の記述・説明によって見出されのかが重要であろう。

能分化の境界線を見出す営みは、今日に至るまで保険をめぐり、様々な形でなされ続けている。

保険のあり方に関し、機能分化社会の漸次的到来という社会構造の 転換から各国の歴史的経緯を比較し、そこにおける保険の共通性と差 異を指摘すること、そこにおいて相互主義や営利主義などが理念とし てどのように効いてきたのかを考えることが、保険の歴史社会学的研 究にとり、妥当な研究目標のひとつであるように思われる。本稿の試 みは19世紀ドイツにおける数少ない事例から、その起点を提案したに すぎない<sup>15</sup>。

### 「謝辞〕

本稿は公益財団法人生命保険文化センター「平成28年度生命保険に関する研究助成」による成果です。記して感謝申し上げます。

### 参考文献

天野佳子,2001「岐路に立つドイツ公営生命保険」『ニッセイ基礎研 REPORT』22-7.

Arps, Ludwig, 1968, *Deutsche Versicherungsunternehmer*, Karlsruhe: Verlag Versicherungswirtschaft.

Borscheid, Peter, 1983, "Die Entstehung der deutschen Lebensversicherungswirtschaft im 19. Jahrhundert. Zum Durchsetzungsprozeß einer Basisinnovation", Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte 70(3): 305-330.

<sup>15)</sup> アメリカの生命保険について分析されている [Zelizer1979=1994] や、フランスの責任保険についての分析 [Ewald1986=1993] は方法論としても具体的な分析としても、この方針のもとで参照される先行研究であるが、その詳細については今後の課題としたい。

- Braun, Heinrich, 1963, Geschichte der Lebensversicherung und der Lebensversicherungstechnik, Berlin: Duncker & Humblot. (=1984, 水島一也訳『生命保険史』明治生命100周年記念刊行会。)
- Büchner, Franz, 1965, "Der Begriff der "Gegenseitigkeit" und seine mehrfache Bedeutung im Versicherungswesen", Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft, 54: 435-464.
- 出口治明,2009『生命保険入門』岩波書店.
- ---- 2015『生命保険とのつき合い方』岩波新書.
- Ehrenzweig, Adolf (Hg.), 1880, Assecuranz-Jahrbuch I. Wien: Plaut & Co.
- (Hg.), 1881, Assecuranz-Jahrbuch II. Wien: Plaut & Co.
- (Hg.), 1882, Assecuranz-Jahrbuch III. Wien: Plaut & Co.
- (Hg.), 1883, Assecuranz-Jahrbuch IV. Wien: Plaut & Co.
- (Hg.), 1892, Assecuranz-Jahrbuch XIII. Wien: Plaut & Co.
- Emminghaus, Arwed, 1877, (Hg.) Geschichte der Lebensversicherungsbank für Deutschland zu Gotha zur Feier der fünfzigsten Wiederkehr des Tages der Begründung der Bank. Weimar: Hermann Böhlau.
- 遠藤知巳,2016『情念・感情・顔:「コミュニケーション」のメタヒストリー』以文社.
- Ewald, François, 1986, *L'État providence*, Paris: Grasset. (=1993, *Der Vorsorgestaat*, übersetzt von Wolfram Bayer u. Hermann Kocyba, Frankfurt a.M.: Suhrkamp)
- 藤田悟,2003「初期マルクスにおける市民社会論の出発点:「真の民主制」論をめぐって」『立命館産業社会論集』39(3): 105-25.
- 福澤直樹、1997「世紀転換期ドイツ労働者保険法の改革議論:1911年

- の帝国保険令成立に向けて」『経済科学』44(4): 9-30.
- ---- 2012 『ドイツ社会保険史』名古屋大学出版会.
- 畠中亨,2016「書評:長沼健一郎著『個人年金保険の研究』」『大原社 会問題研究所雑誌』692:66-70.
- 本間照光,1983『社会科学としての保険論』汐文社.
- --- 1992 『保険の社会学』勁草書房.
- 北田暁大,2004「誰が今ルーマンを読む (べきな) のか?」『社会情報』 13(2): 161-4.
- Koch, Peter, 1998, *Geschichte der Versicherungswissenschaft in Deutschland: Aus Anlass seines 100Jährigen Bestehens.*Karlsruhe: VVW.
- 小出達夫,1996「「公共性」概念の歴史的変遷:W.コンツェほか『歴史の基礎概念』の項目「公共性」の要約と説明」『北海道大学教育学部紀要』72:163-83.
- Körber, Karl-Otto, 1994, "Lebensversicherung und Gesellschaft. Plädoyer für eine Sozialgeschichte der deutschen Lebensversicherung", Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft, 4: 491-510.
- Luhmann, Niklas, 1975, "Formen des Helfens im Wandel gesellschaftlicher Bedingungen," in Niklas Luhmann, Soziologische Aufklärung 2: Aufsätze zur Theorie der Gesellschaft, Opladen: Westdeutscher Verlag, 134-49.
- ---- 1980, Gesellschaftsstruktur und Semantik 1, Frankfurt a. M.:
  Suhrkamp. (=2011, 徳安彰訳『社会構造とゼマンティク』法政大学出版局.)
- --- 1988, *Die Wirtschaft der Gesellschaft*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. (=1994, 春日淳一訳『社会の経済』文眞堂.)
- 1990, Die Wissenschaft der Gesellschaft, Frankfurt a M.:

- Suhrkamp. (=2009, 徳安彰訳『社会の科学1, 2』法政大学出版局.)
- --- 1997, Die Gesellschaft der Gesellschaft, Frankfurt a. M: Suhrkamp. (=2009 馬場靖雄・赤堀三郎・菅原謙・高橋徹訳『社会の社会』法政大学出版局. )
- Mahr, Werner, *Einführung in die Versicherungswirtschaft*, Berlin: Duncker & Humblot.
- 丸畠宏太,2013「国民国家の黎明」若尾祐司他編『近代ドイツの歴史: 18世紀から現代まで』ミネルヴァ書房,57-80.
- 丸山高行,2016「生保相互会社の業務多角化と株式会社化」『証券経済研究』95:89-108.
- 水島一也,1957「ドイツ生命保険相互会社の発生に関する一考察」『国 民経済雑誌』95(3):50-64
- --- 1975『近代保険の生成』千倉書房.
- ---- 1992「相互主義の史的展開」『国民経済雑誌』165(5): 1-18.
- —— 2006『現代保険経済』千倉書房.
- ----2012「私の保険研究人生を振り返って」『保険学雑誌』617: 1-18.
- Möller, Hans, 1955, Internationales Versicherungsrecht, Karlsruhe: Verlag Versicherungswirtschaft.
- 村上淳一,1985『ドイツ市民法史』東京大学出版会.
- 村岡範男,1997『ドイツ農村信用組合の成立:ライファイゼン・システムの軌跡』日本経済評論社.
- 小川浩昭,2008『現代保険学:伝統的保険学の再評価』九州大学出版 会.
- Porter, Theodore, 1987, "Lawless Society: Social Science and the Reinterpretation of Statistics in Germany," in, Lorenz

- Krüger, Lorraine Daston, and Michael Heidelberger (ed.), *The Probabilistic Revolution, Vol.1: Ideas in History*, Cambridge: MIT Press. 351-75.
- 坂井晃介,2014「福祉国家の意味論分析に向けて:N.ルーマンの理論 構成を手がかりに」『年報社会学論集』27:73-84.
- --- 2017「自由・安全・補完性:ドイツ社会国家の正当化論理をめ ぐる意味論的考察」『相関社会科学』26:3-19.
- 佐藤俊樹,1998「近代を語る視線と文体」高坂健次・厚東洋輔編『講座社会学1理論と方法』東京大学出版会,65-98.
- 2005「因果の果ての物語:歴史と社会学の可能性」『社会学史研究』27:29-40.
- --- 2010「サブカルチャー/社会学の非対称性と批評のゆくえ」『思 想地図』5: 205-33.
- Schultze-Delitzsch, Hermann, 1855, Vorschußvereine als Volksbanken, 1. Aufl., Leipzig. (=1993, 東信協研究センター(訳)『シュルツェの庶民銀行論』日本経済評論社.)
- 田村祐一郎,1980「原始的共済施設における保険的活動の性格」『所報』 50: 27-60.
- Wagner, Adolph, 1881, Der Staat und das Versicherungswesen, Socioökonomische und socialrechtliche Studie.

  Separatabdruck aus der Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft 37(1). Tübingen: H. Laupp.
- Weber, Max, 1904, "Die "Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, "Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre. Mohr Siebeck [1922], 146-214. (=1998, 富永祐治・立野保男(訳)折原浩(補訳)『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波書店).
- 1920, "Vorbemerkung," *Gesammelte Aufsätze zur*

Religionssoziologie Bd. 1. Mohr Siebeck [1922], 1-16. (=1972, 大塚久雄・生松敬三 (訳)「序言」『宗教社会学論選』みすず書房, 1-27).

矢野久、アンゼルム・ファウスト編, 2001『ドイツ社会史』有斐閣. Zelizer, Viviana A Rotman, 1979, *Morals and Markets.* Columbia University Press. (=1994, 田村祐一郎訳『モラルとマーケット:生命保険とその文化』千倉書房.)